

常射之卷

八

一貫流射術常射之卷八

目錄

禮之部

弓矢持樣

弓渡樣

弓請取樣

矢請取樣

弓矢給樣

人弓見樣

人矢見樣

矢開

追加

祐方也

矢開順次

一貫流射術常射之卷八

禮之部

弓矢持様

流傳曰人ノ前ニテ弓ノ持ヤウ射御拾遺抄ニ弓
のうらを人の方へむけす殊にた人大将などに
物申時は弓のうらはすよこさまになし弦を内
へむけて持へし随兵軍陣などの時弓を持てあ
ゆむには弦を下へなしてあゆむ也床木に腰を
かくる時は弦を外へなすへし弓つえの時も同
前武者にむかふ時の弓の持やうはつるをそと

へなして弓を両て、かしこまらずして物を云
へし若たかひにかしこまるとも弦をそとへな
すへし弓法私書ニ弓を持って貴人に物を申又は
禮を申時は畏て弓の弦を上へなして弦をも外
竹をも人の方へ向けぬ様に弓をこめてひさの
上に横に持て申へし手をつく時も弓の上より
左の手をつへし又我の右の方に弓を立て弦を
外へ右の方へなして右手にて上を持左手にて
下へ持ても申又左の手をつきても申也左も同
前又等々の人などに弓を持って物を云時は立な

からも弓を左に成、右に成、何れも弦の外へなして、
外竹をも弦をも人に向ぬ様に弓杖につきて物を
を云へし。此時は左にても右にてもつく方の手
上になるへし。弓法秘傳聞書ニ弓を取直してと
云。馬上にててもかちにてても人に行逢時持たる
弓の末を我右の方へよするやうにするを云也。
是禮儀也。犬追物の時、繩きはへ打よせても如此
禮あるへし。弓馬故實弓持て人に禮する事うら
弭を横なし。弓の上より禮をすへし。うら弭を人
の方へなすへからす。ト見へたり。右四書ハ皆小

笠原家ノ古書ナレハ異ヘカラス人ノ方ニ末弭
ヲ指向ハ突込ノ意アリ又外竹ヲ向時ハ人ヲ射
ルノ意アレハ高位ノ人ノ方ヘハ勿論云ニ不及
誰人ノ方ニテモ末弭外竹ヲ指向ル事大ナル失
禮ナレハ假初ニモ指向ヘカラス又矢ヲ持時ハ
人ノ方ヘ矢尻ヲ向ヘカラス矢尻ヲ向モ人ヲ射
ノ意アリテ不禮ナリ射手ノ心得ヘキ亘也平和
ノ時ハ不及云軍陣ノ時タリト敵ヲ射ルハ別論
主人味方ノ同士ノ禮ハ禮ナレハ兎角禮讓ヲ失
ヘカラス

弓渡様

流傳曰弓ヲ人ニ渡ヤウ請取人ノ位ニヨリテ上
中下ノ三段アリ射御ニ弓渡様ノ事握ノ少シ上
ヲ持テ弦ヲ下ヘナシテ末筈ヲ先ヘナシテ下ケ
テ坐中迄罷出サテ渡人ニ向テ弓ヲ右ノ手ニ持
左ノ手ヲツキ意赴ヲ云テ一禮シテ扱弓ヲ取直
シ左ニテ握ノ下ヲ取右ニテ夫ヨリ下本筈ノ少
上ヲ持テ渡也上輩ヘハ本筈六七寸上ヲ左ニテ
本筈ヲ右ニテ持テ渡ナリ下輩ヘハ左ニテ握ノ
上ヲ取テ右ニテ手ノ下ノ邊持テ渡也條々口傳

在之モノ也弓馬故實二等輩へ弓を出す事持て
出る時は前の如くひつさけて出て人の前にて
取なをし弦を上へなし左の手にては握より一
尺計上を持右の手にては握より一尺はかし下
を持て弦を上へなし両手をあをのけて握を人
の取様に出すへし是も右の膝を立へし又下輩
へ矢の出し様の事是も別にかはる事なし進退
のいんきんと少し不禮の違はかり也三儀一統
ニ弓を取わたし座席に上方の弓の事ゆみを主
人以上へ進候事持余して出す時さいを越るま

てはかるきやうに鴨居にあてさるほとにもち
て出座に入候は其まゝ上座にむかひ右より弣ゆづか
の下を取事外人遠は五寸近は三寸取さけて持
て渡す時取なをし左にて弣の下を取本はつを
右にて取らけ取者の右へ末弣をなして渡す也
これ上の一方也中の方へは直に向て外人遠は
三寸近は二寸弣の下をとり候て弓の末弣を我
左へなして本はつをそはより取かくしてわた
すこれ中の一方なり下等へは上座より立まは
り下座になして弣の下一寸取さけ前のことく

わたすへしこれ下の一方なりいづれも左のひ
さをつきさて右をつきわたす也小笠原大双紙
二弓を貴人に出様右の手にて棒革の下を取左
の手にて本筈の下を取右の膝を立左の膝を着
て疊に付て可出なり又云同輩の人に弓を渡す
へき事右の手にては棒の上をとり左の手にて
本筈を取可出也膝の立引如前又云我よりも下
の者に弓を渡次第右の手にて中程を取左の手
にては棒より少下にそへ執なり又云被管以下
に弓を出すには右の手にて弓の中ほとを執そ

のまゝ片手にて指出也是は沙汰の外也ト云々

右ニ見へタル所ハ皆座席ニテノ渡シ様ナリ又

不成座席所ニテ渡ヤウ大双紙ニ外にて貴人に

弓を出すはつくはひたかく差上出なり様躰如

前座 祐方云様躰如前トハしもに御座候は手をさ

けて可出也例式の人ならば腰をかゝめて出へ

しトアリ又弛弓渡ヤウ三儀一統ニ弛弓をうけ

取渡事前竹を上になし張弓の心にうけ取へし

引出物の時は弦一筋添也ト見へタリサレハ弛

弓モ張弓ノ如ク取扱へキ更ナレ反高ナル弓

杯ハ心得モ有ヘキナリ

弓請取様

流傳曰弓ヲ請取ニモ上中下三段ノ取分アリ三
儀一統ニヲ請取事上中下あり貴人上座より下
さるゝには我左右の手を下手に成して請取な
り中の請取やうは左を下手になし請取へし下
手の請取様左を上手に取右をは一度色代すへ
し上手もくるしからす小笠原大双紙ニ貴人た
る方の請取次第左の膝を少直し左の手にて棒
を取右の手をはこしにそとよせへし射御ニ請

取様ノ事渡ヤウニ徒テ我位程ニ請取ヘシ同輩
ノ時ハ右ノ手ニテ相手ノ左ノ手ニテ持所ノ下
ヲ取左ニテハ相手ノ上ヲ可取相手ヲ賞翫スル
取様ハ左右トニ相手ノ手ノ下ヲ取ヘシ渡ス人
下輩ノ時ハ左右トニ上ヲ取ヘシ条々口傳有也
ト見ヘタリ此三書ハ同流ノ書ナレハ互見シテ
考合セ時宣ニ應シテ禮ヲ失フヘカラス

矢請取渡

流傳曰射御ニ箭ノ渡様ノ事篋中ノ節ノ邊ヲ右
ノ手ニテ羽ノ方ヲ上ヘナシテ持テ罷出テ意趣

ヲ云テ扱取直シ左ノ手ニテ篋中節ノ邊ヲトリ
テ沓卷ノ上ヲ右ノ手ニテ取テ箒ノ方ヲ人ノ右
ノ方へ少シスチカヘテ渡也立モ渡スヘシ同前
也位ニヨリテ直草ニ替事アリ請取様ハ渡様ニ
徒テ我位ホトニ請取ヘシ条々口傳有之云々小
笠原大双紙ニ矢ヲ人ニ出様ノ事左ノ手ニテハ
射付ノ節ヲ取左ノ膝ヲ立右ノ膝ヲ着テ渡ヘシ
是ハオツトリノ節ヲ可被取也又云矢ヲ人ニ渡
請取ヤウ手ノ上下ハ弓ノコトシ又云主人ニ矢
ヲ出ス事根ノカタヲヒツソロヘテ持羽ノカタ

ヲ主人ノ方ヘシテ左ノ膝ヲツキマイラセ候也
ト見ヘタリ彼是ノ趣ヲ互見シテ渡ス時モ請取
ヘキ時モ向方ヘ無禮ノ振巡スヘカラス是レ禮
義ノ肝要ナリ

弓矢給様

流傳曰射御ニ御弓拝領仕様ノ亶下サル、マト
勝手次第ニ例式ノ如ク謹テ給ヘシ常ノ勝手ニ
遣ハサル、ハ左右共ニ御手ノ下ヲ可取サテ取
直シ左ノ手ニテ握ヨリ上ヲ持テ前竹ヲ上ヘ外
竹ヲ下ヘナシテ弓ヲ横タヘ右ノ手ニテハ手下

ノ辺ヲ取肱ヲ疊ニ付テ握ノ所ヲ戴ヘシ射弓ノ
勝手ニ下サル、ハソノマ、例式ノ如クニ給リ
握ノカタヲイタ、クヘシ同輩ノ時モ取ヤウ直
草ニ替儀マテナリ又箭拝領仕様ノ更墓目ハ例
式ノ如ク給リ墓目ヲ戴也鏑矢シントウ四目等
ハ墓目替更ナシ同前ナリ征矢尖矢ナトノ類ノ
根矢ヲハ根ヲ賞翫ニ戴クナリ何レモ夫々ノ賞
翫ノ所ヲ戴クナリ同輩ノ時モ少ツ、取様眞草
ノ替更マテナリ何モ同前ト見ヘタリ弓ハ握ヲ
戴キ矢ハ鏑ヲ戴ク更能ク聞ヘタル道理ニテ面

白シ取扱モ不調法ナラス考ヘシ

人弓見様

流傳曰人ノ弓ヲ猥ニ見ルヘカラス大ナル無禮
ナリ不得止事見ルマトモアラハ心得アルヘシ
則三儀一統ニ弓を見るやう先ふかく斟酌すへ
しかたく見ことあらは常の如く請取て其まゝ
こふしを内へまはして外の側木を見るに矢摺
鳥打末弭迄見きはめ其俛右へ取移して是も弦
を内へして内の側木を矢摺引目扣千且卷迄見
ほめて其俛取下て渡すへし口傳トアリ如此弓

ヲ見_レ可ナリ先半分見テ取直シテ又半分見ル
事上下内外行届テ全躰ヲ見極ルニテ非禮ニモ
ナラス素ヨリ弓ノ善惡ナトハ云ヘカラス素引
ナトモ必ススヘカラス大成無禮ナリ則射御ニ
モ他人ノ弓ヲ引テ見ル事不可有トアリ人ノ弓
ヲ引見ハ其人ノ弓勢ヲ計ニテ人ノ帶刀ノ切味
ヲ試ニヒトシ非禮ナレハ能々心得ヘキ義也

人矢見様

流傳曰人ノ矢ヲ見ルニモ心得アルヘシ三儀一
統ニ矢を見る_レ可_レ取_レてをつとりふしを右にて

取すけふしを左にて取先やり羽のかたを見る
に手本より羽なか筈のつくりやうまでみてふ
しかけくつまきうらかは惣して添のつきたる
上に手を付へからす羽にもあたるへからす神
頭にも手をつけずはつと羽との付やうを見る
へき也内へ捻て返して弓すり風きりの羽をは
一度に見へしそれよりあさまきにて見きはめ
てほむる也まつたくつまよる変これあるへか
らす惣して弓と矢見るは大事也トアリ此矢ノ
見様モ上下何所トコソコ此所迄行届テ可ナリ全ク爪捻

事有へカラスト云々サモアルヘシ矢ヲツマヨ
ルハ其箭ノ勢ヲ試ンタメニツマヨルミタリトナレハ
人ノ矢ヲ漫ニツマヨルハ大ニ無禮ナリ同書ニ
矢つまよるミタリ内へ捻は所望の心外へひねるは
謗る心也何もつまよるへからさる也トアリ其
意味ナキニシモアラス人ノ矢ハ假初ニモ爪捻
へカラス謹へキミタリナリ源平盛衰記ニ三浦小太
郎義盛カ射タル矢モ新居紀四郎カ爪遣タル類
ハ人ノ矢ナレトモ此矢ヲ射返サンニ己カ弓勢
ニ掛合ヤ不掛合ヤヲ試タルニテ別論ナリ可考

但シ弓矢持様ヨリ此條適合七個條ナリ此余ニ
モ弓具取捌ノ式法繁多ナリト雖弓式辨ニモ出
タレハ繁文ナルヲ嫌テ爰ニハ略ス双見シテ自
知^スヘシ元來禮讓ト云モノ根本ハ己カ心中ニア
リ和順ヲ宗トシテ尊敬ヲ失サルノ外ナシ此根
本備ル時ハ主君高位ノ前邊タリトモ其器ニ應
シ時宣ニ取捌スレハ禮ニ違事ナリ能々思惟ア
ルヘシ

矢開

流傳曰矢開ハ始テ狩ニ出タル人鹿ヲ始テ獲タ

ル時餅ヲ調テ其餅ヲ勝タル射手ヲシテ山神へ
備へサセ又人々ニモ食セル也是ヲ矢口祭ト云
也獲物ノ肉ヲ庖丁シテ人々ニ進ルヲ矢開ト云
ナリ則東鑑建久四年五月十六日記ニ富士ノ御
狩之間將軍家督若君家頼始令射鹿給候愛甲三郎
季隆モトヨリ本自存物逢故實之間上折節候近射追合之
忽有ノムルヲヘフリロラ此飲羽云々尤可及優賞之由將軍家以大友
左近將監能直内々被感仰季隆云云此後被止今
日御狩訖属晚於御所被祭山神矢口等江間殿合
献餅給此餅三色也折敷一枚九置之以黒色餅三

置_キ左_ニ方_ニ以_レ赤_ニ色_ニ三_ニ置_レ中_ニ以_レ白_ニ色_ニ三_ニ居_レ右_ニ方_ニ其_レ長_ニ八_ニ寸_ニ
廣_ニ三_ニ寸_ニ厚_ニ一_ニ寸_ニ也_ニ以_レ上_ニ三_ニ枚_ニ折_レ敷_レ如_レ此_ニ被_レ調_レ進_ニ之_ニ狩_ニ
野_ニ介_ニ進_ス勢_ニ子_ニ餅_ニ將_レ軍_ニ家_ニ并_レ若_レ公_ニ敷_レ御_ニ行_ニ騰_レ於_レ篠_ニ上_ニ令_ニ
座_ニ給_レ上_ニ總_ニ介_ニ江_ニ間_ニ殿_ニ三_ニ浦_ニ介_ニ以_レ下_ニ多_ニ以_レ參_ニ候_ニ此_ニ中_ニ令_ニ
獲_レ鹿_ニ給_レ之_ニ時_ニ候_ニ而_レ在_レ御_ニ眼_ニ路_ニ之_ニ輩_ニ中_ニ可_レ然_ニ射_レ手_ニ三_ニ人_ニ
被_レ召_レ出_レ之_ニ賜_レ矢_ニ口_ニ餅_ニ所_レ謂_レ一_ニ口_ニ工_ニ藤_ニ庄_ニ司_ニ景_ニ光_ニ二_ニ口_ニ
愛_ニ甲_ニ三_ニ郎_ニ季_ニ隆_ニ三_ニ口_ニ曾_レ我_ニ太_ニ郎_ニ祐_ニ信_ニ等_ニ也_ニ梶_ニ原_ニ源_ニ太_ニ
左_ニ衛_ニ門_ニ尉_ニ景_ニ季_ニ工_ニ藤_ニ左_ニ衛_ニ門_ニ尉_ニ祐_ニ經_ニ海_ニ野_ニ小_ニ太_ニ郎_ニ幸_ニ
氏_ニ爲_レ餅_ニ陪_ニ膳_ニ持_レ參_ニ御_ニ前_ニ相_ニ並_レ而_レ置_レ之_ニ先_ニ景_ニ光_ニ依_レ召_レ參_ニ
進_ニ蹲_ニ居_ニ取_レ白_ニ餅_ニ置_レ右_ニ方_ニ其_レ後_ニ三_ニ色_ニ各_レ一_ニ取_レ重_レ之_ニ
赤_ニ中_ニ上_ニ

下_二白_一置座_レ左臥木_レ上_二是_一供山神_二次_一又如元三色重之_二三_一
口_レ食_レ之_二始_一中_二次_一ハ右_レノカト_二發_一矢聲_二太_一徵言也_二次_一召季_二
隆_一候法同_二テ景光_一次_二餅置_一樣任本禮_二不改_一之次_二召出_一
祐信_一仰云_二一_一二_レ口_レ殊射_レ手賜_レ之_二三_一口_レ事_レ可爲_レ何樣_一哉
者祐信_一不能_レ申_二是_一非_二則_一食_レ三_レ口_レ其所作_レ如_二以前_一式於_二
三_レ口_レ者_レ將軍_レ可_レ被_レ聞_レ召_レ之_二趣_一旨定_レ答_レ申_二歟_一就_レ其禮_一有_二
奥_レ之樣_レ可有_レ御計_レ之旨_二依_一思_レ食_レ儲_レ被_レ仰_レ含_レ之_二所_一無_レ左_二
右_レ令_レ自由_レ之條_レ頗_レ無_レ念_レ由_レ被_レ仰_レ云_二次_一三人_レ皆_レ賜_レ鞍_二
馬_一御直垂_レ等_二三人_一又_レ獻_レ馬_レ弓_レ野_レ矢_レ行_レ騰_レ沓_レ等_レ於_二若_一君_二
次_レ列_レ座_レ衆_レ預_レ盃_レ酒_レ悉_レ垂_レ醉_レ云_二次_一召_レ蹈_レ馬_レ勢_レ子_レ輩_レ各_二

賜十字被^ラ勵^{はげま}列卒^{セユ}云云是ヨリ末ニ矢口祭ノ事ニ
个所見ヘタリ始テ鹿ヲ獲テ餅ヲ山神ヘ備ヘ肉
ヲ調味シテ矢開ヲシタル^ヲ知ヘシ矢開ハ獸
ヲ射タル而已ニモカキラス初テ鳥ヲ射タルニ
モ其鳥ヲ庖丁シテ矢開ヲスルナリ則岡本記ニ
矢開に用^レ夏は一鹿二雀也猶口傳有^レ之高忠聞書
矢開に用^ル物の夏取分一鹿二雀也トアリ鳥ヲ
モ矢開ニ用^ル夏ヲ知ヘシ矢開ノ式法古書ニ見
タル所ヲ左ニ記ス
矢口祭ノ餅ノ事法量物ニ矢開夏もちいのかず

九三つ、三をしきにをくへし餅の勢一尺二寸
も一尺に用也ひろさ四寸あつさ一寸二分をしきのう
まにはほうかしはの葉をしくへし法量物異本
に矢開乃事矢開の餅の寸法餅の勢長サ一尺厚サ一
寸一分

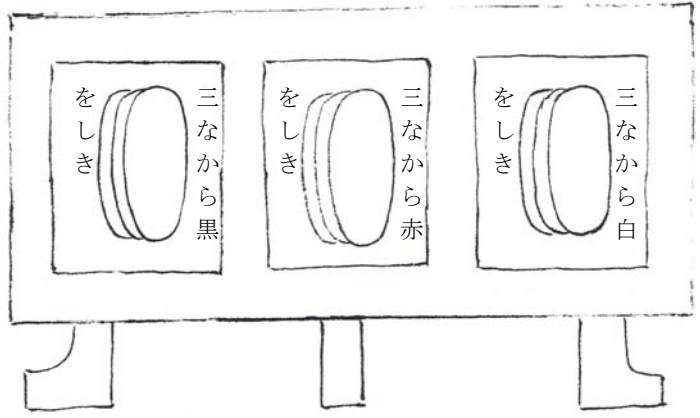
白三右

同餅置次第

赤三中

黒三左

但餅常には一枚宛三すゆる度も有折敷三枚有
大臺の折敷有へしそれはさん足を折也三の折
敷おのくほ、かしはをしくなりト見へタリ



同

同

さんあし

食手座

食様に条々口傳在之

右ノ圖ハ法量物ニ出タリ食手一人ニ折敷三枚
 置タル大臺一宛ナリ食手三人ニハ大臺三ツナ
 リ

射取タル鹿ニテモ鳥ニテモ庖丁ノ事弓馬聞書

ニ狩の時矢開あるにはすくに其装束也殿中な

らは例式の上下のまゝ也鹿ならばそしゝをす

へし祐方云貞丈先生ノ説ニソシ、ハ晦ノ字也
字書ニ脊傍肉也トアリソシ、ハセシ、ト

云 亘也 背ノカタ
ハラノ肉也ト云_レシ鳥ならば矢目をましのふて切

るへし何もまな板にのせて出す也常の鳥の如

くすへてはしあし羽を切て其後矢めへ包丁を

十文字に入れてゆひまてましのふ也其外には常

のことし他人もれらる也ト見へタリ

装束ノ亘諸書當用抄ニ公方様御矢開ノ時餅食

ふ役人又餅の臺役人各自直垂に大帷着すへし

小袖も白し刀はさやまきたるへし是も白きた
びをはくも同しかけを苗へし餅のくひ様口傳
条々包丁の役人も本より白小袖白直垂大口大
帷重ぬへし同刀たびも同前ト云云矢開ハ白キ
装束ニテ祝フ叟本式ト見ヘタリ

山神へ餅ヲ備へ其餅ヲ食フ役人ハ三人也是ヲ
一ノ口二ノ口三ノ口ト云ナリ則法量物異本ニ
食手三人式にて候一の口二の口三の口と云叟
有これを変通にはくひ手一人にて候也別紙に
具に次第ありト見ヘタリ略式ニハ一人ニテモ

謹ムナリ餅ノ食ヤウ弓馬聞書ニ矢ひらきは三
人して三度喰へし三度を三色にかへて可食安
座して両手にて食へし又法量物異本ニ餅を重
ぬる次第白を下に赤を中に黒を上重ねて食
て後くひめを我前に向て置へしはら白に置と
云条々ありト見へタリ此矢口祭ノ餅ヲ食ニ矢
聲ヲ發ル事東鑑ニ見へタレトモ小笠原家ノ古
書ニハ矢叫ヲ發スル事ハ不見當

銚子ノ事諸書當用抄ニ公方様の御祝はかたく
ちの御銚子たるへし鳥をそときこしめし其後

御肴出申候御装束にて御祝なされ候也ト云云
銚子ノ事ハ見ヘタレ卮盃ソ更ハ見ヘス盃ハ土
器ナリ三枚重子膳ニ置テアルヘシ

矢開セル射手へ送り物スル事射御持長記ニ矢
開の射手を賞翫する更うつほのみ一出へし或
かりまた又とかり矢是なり両とへ馬具足出す
という共うつほのみを出更大なる説言賞翫の
義也射御拾遺抄にも矢ひらきの時射手を賞翫
する更うつほのみ一つ、出す也かりまた若は
とかり矢也トアリ又高位ノ人矢開ノ時ハ引出

物給フ亼モ有ヘシ法量物異本ニ引出物の事上
より被下候時は先銀劔にて候私には定まる法
もなく候太刀馬腹卷弓征矢なとにてもおりに
ふるへき亼也ト見ヘタリ

初テ鳥ヲ射モ矢開ニ用ヘカタキ鳥アリ則射御
拾遺抄ニ矢開に用ひぬ鳥の事うつらうくひす
いしくなぎにはとりからすふくらふ木ねすみ
むさゝひ是也うつらの外は此色々惣而射ぬ亼
也射御持長記ニ矢開の亼不射鳥には石くなき
鳥ふくろう木ねすみむさゝひ是にをは不射事

也又鶉をは射ぬ亘也是は秘事うつらをは惣て
不射事也岡本記ニ矢開に鶉をはすましき亘也
射る鳥の内にてあれとも矢開にはすましきと
也一段の口傳也高忠聞書ニ矢開にせさる鳥の
事鶉鶯此二也殊に人無存知亘也此謂尋申処に
昔より矢開に不用由申來と也謂は不存知由仰

られ誂ト見ヘタリ

あやまち

右ニ揚タル所ハ足利將軍家ノ矢開ノ式法ニテ
小笠原ノ旧記ニ見ヘタリ東鑑ト双見ルニ鎌倉
將軍家ノ矢開ノ式法ニ小異アレトモ其大概ハ

附合シタリ猶ヲ互見スヘシ

追加

祐方云矢開ノ式法古書ニ少ツ、見ヘタレト
モ區々ニシテ其順次モ取分カタシ依之東鑑
ヲ始トシテ小笠原家ノ古書類ヲ合セ考私ニ
其次第ヲ左ニ記ス素ヨリ私ノ愚考ヲ以テ立
タル順次ナレハ古書ニ不引合所モアルヘシ
必ス此順次ヲ以テ是トスヘカラス猶能ク知
ン人ヲシテ改タキモノナリ

第一座着

第二真菜板出まな

祐方云矢開ノ主高位ノ人
 ナレハ一番ニ出上座ニ着
 ヘシ次ニ矢口祭ノ餅ヲ山
 神へ備ル人々出テ御目通
 ニテ高位ノ人ニ向一禮シ
 テ其座ノ様子ニテ左ノ傍
 ニテモ右ノ傍ニテ三人双
 テ座ニ着へシ同士矢開ナ
 レハ時宣
 ニ應へシ
 祐方云弓馬聞書ニ鹿なら
 はそしゝをすへし鳥なら
 は矢目をましのふて切る
 へし何もまな板にのせて
 出す也トアリ包丁スル順
 次詳ナラス臆ニ包丁シタ
 ルマヽハ生身ナリ生身ヲ
 直ニハ不食先一番ニ包丁
 シテ焼之又後ニ出ストモ
 ニヤ猶ヲ知ン人ニ聞へシ

第三包丁役出_ル

予カ愚案ニテ此順次_二出シ
タリ是ヲ出スハ給仕ノ役
也鹿ナレハソシ、鳥ナレ
ハ背腹ノ細キ羽ヲ去テ
兩翼ヲ大残シ真菜板ニ
セ右ニ包丁左ニ真菜箸
本鳥ノ左右ニ真菜板ノ上
置兩人ニテ真菜板ノ左右
ノ端ヲ持出テ鳥ナレハ矢
目ヲ一寸ト御目ニ掛ケ直
ニ御前ヲ後ニナランヤウ
ニシテ廻リ矢目ヲ包丁ス
ル人ノ方ニ向テ
置キ兩人其俣引退ク
祐方云真菜板持出タル兩
人引退キタレハ包丁役出
テ御前ノ方ニ向一禮シ其
マ、真菜板ノ所ニ歩行キ
座シテ包丁ヲスナリ包
丁仕廻タレハ後ニスサリ

第四真菜板引ヲ

第五矢口祭餅出ヲ
ス

ヨリ自
 分モ食
 也食様
 前ニ
 矢口祭
 ノ仕様
 同前ナ
 リ丈
 ル心ナ
 リ二ノ
 口祭ト
 云ナリ
 山神ヘ
 供ス
 重以上
 三重之
 ナリ是
 ヲ矢
 取テ其
 上_二重
 ネ又黒
 ヲ一_ツ取
 臺ノ左
 ノ方ニ
 置之
 又赤
 一取
 引退ナ
 リ食手
 白餅ヲ
 一_ツ取
 ノ前ニ
 置キ又
 一度立
 上リ
 着座人
 数一度
 ニ持出
 人々
 出タリ
 是ヲ出
 モ給仕
 ナリ
 祐方云
 餅ノ数
 置等ハ
 前ニ
 リ其マ
 ヲ歩ミ
 引退ナ
 リ
 手ヲ掛
 ケ持テ
 一度ニ
 立上
 合一度
 ニ跪真
 菜板ノ
 端ニ
 左右ニ
 分テ行
 目ト目
 ヲ見
 給仕又
 出テ直
 ニ真菜
 板ノハ
 祐方云
 包丁役
 引退タ
 レハ
 テ引退
 也
 又一禮
 シ

第六吸物

第七盃

第八銚子

出タリ 見ヘシ 祐方云獲物ヲ包丁仕タル
 吸物ナリ餅ヲ食仕廻タレ
 ハ以前ノ人数ホト吸物ヲ
 一度ニ持テ出餅ノ臺ト引
 替テ退
 ヘシ
 祐方云盃ハ土噐ナリ膳ノ
 セ持テ吸物ノ右ノ脇ニ置
 テ引
 退ク
 祐方云銚子役銚子ヲ持テ
 出次ノ間ニ跪座中様子見
 テ先一番ニ上座ノ前ニ行
 跪右ノ膝ヲ少シ立酒ヲツ
 ク也如此順々ニ酌ヲシテ
 一通リ濟タレハ又本ノ座
 歸テ扣居
 ナリ

第九肴出

第十銚子

第十一三重土器

第十二取肴

第十四銚子

祐方云諸書當用抄ニ御肴
 出シ申候ト見ヘタレトモ
 何トモ其品ハ不見追テ書
 入ヘシ御前ノ向ニ置ヘシ
 祐方云御肴出シタレハ銚
 子ヲ持立上リ以前ノ如ク
 順々ニ酌ヲシテ
 又本ノ座ニ帰ル
 祐方云土器ヲ三枚重膳ニ
 ノセ御前ニ出ス是ハ被下
 タメノ
 盃ナリ
 祐方云御取肴ハ花鱈ナリ
 御手自ニテ被下時ハ御前
 ノ右ニ置ク又肴挟ヲシテ
 被下ハ肴挟御前ノ御側ニ
 座ス
 ヘシ
 祐方云銚子役銚子持御側
 ニ行キ跪ク盃被下者罷出

畏ル御前酒御請アリテ召
上其盃ヲ被下頂戴シテ酒
ヲ請テ吞御肴ヲ戴ク返盃
ナル仁躰ナレハ返盃スヘ
シ又返盃不成者ハ其盃ヲ
持テ我カ本ノ座ニ帰ルニ
ノ口勤タル者如前盃頂戴
シテ我カ座ニ帰ル三ノ口
勤タル者又同シ御盃頂戴
スミタレハ銚子役立上リ
其俣内へ
引取ル也

以上

祐方云矢開ノ祝大概右ノ趣ナランカ能ク知
ン人ニ尋ヘシ又出タル物ヲ引順次ハ左ノ如

第一取肴引之

第二土器臺引之

第三肴引之

第四盃引之

第五吸物引之

右ノ如ク引時ハ末ニ出シタル物ヨリ順々ニ

先ニ引ナリ

祐方云東鑑ニ於若君次列座衆預盃酒悉垂醉_ニ
_一 _ニ _ク _{スト}

云云一ノ口二ノ口三ノ口謹タル者其外ノ人

々へ矢開ノ祝ヒ濟タル後ニ酒ヲ被下事ナリ

是ヲ後段ト云テ式ノ外ナレハ時宣ニテ定ル

法ナシ只酒盛ナリト知ヘシ又同記ニ次召踏
馬勢子輩各賜十字被勵列卒云云トアリ踏馬
ハ弓ヲ不持馬ニ乗タル勢子也只勢子ト云ハ
歩卒ニテ馬ニ不乗歩ノ勢子ナリ十字ハ餅ノ
亼ニテ異名ナリ勢子ノ者へ餅ヲ給リタル亼
ナリ是ヲ勢子餅ト云ナリ是モ矢開ノ祝ノ後
ナリ小笠原家ノ古書ニ矢開キ勢子ニ餅ツカ
ハス亼不見狩場ニテ勢子ニ餅クハル亼ハ鬮
的聞書ニ狩の時せこに餅くばる時左の手を
ひろげて餅をひらくして六寸に切て左の手

の上に置右の手をふたの様にして左のゆひ
先をは右の方へなし右のゆひ先をは左の方
へなし手のひらにて餅をおしひらめてきて
せこのもちとて皆くはる也猶々口傳あるへ
しト見へタリ考へシ勢子ニ餅ヲ賜ハ定法ト
云ニハアラス則被勵列卒トアル文義ニテモ
知へシ勢子ヲヨロコハシメ精勤ヲサセンタ
メニ餅ヲ給ルモノナレハ時宣ニ任セ何ト成
トモ取計へキ亘ナリ

此常射八卷は大野一貫先生之述書當流雖為秘

書保坂政在先生予に傳授せらしもの也然と云とも

未だ草稿のまゝなれば目錄のみありて其評註を口傳に

讓て言葉書のなる処もあれば年歴て其口傳を

忘れんを恐れ愚なる筆際て聞しまゝを書綴り

文庫の底に蔵し置覚書なればふ可有他見者也

嘉永五年

子の五月日

井関儀右衛門

祐方

